

臓器移植と脳死 資料

臓器の移植に関する法律

平成9年[1997] 7月16日 法律第104号、平成21年[2009] 7月17日 法律 第83号 から抜粋

(目的)

第一条 この法律は、臓器の移植についての基本的理念を定めるとともに、臓器の機能に障害がある者に対し臓器の機能の回復又は付与を目的として行なわれる臓器の移植術(以下単に「移植術」という。)に使用されるための臓器を死体から摘出すること、臓器売買等を禁止すること等につき必要な事項を規定することにより、移植医療の適正な実施に資することを目的とする。

(基本的理念)

第二条 死亡した者が生存中に有していた自己の臓器の移植術に使用されるための提供に関する意思は、尊重されなければならない。

2 移植術に使用されるための臓器の提供は、任意にされたものでなければならない。

3 臓器の移植は、移植術に使用されるための臓器が人道的精神に基づいて提供されるものであることにかんがみ、移植術を必要とする者に対して適切に行なわなければならない。

4 移植術を必要とする者に係る移植術を受ける機会は、公平に与えられるよう配慮されなければならない。

(略)

(定義)

第五条 この法律において「臓器」とは、人の心臓、肺、肝臓、腎臓、その他厚生省令で定める内臓及び眼球をいう。

[注]心臓、肺、肝臓、腎臓、脾臓、小腸、眼球(角膜)。腎臓、脾臓、眼球(角膜)は心拍停止後の移植可能。皮膚、心臓弁、血管、耳小骨、気管、骨などのいわゆる組織について、法律で規定されていないが、移植が可能(家族の承認のみで可能)。]

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律の概要

(施行日 3. 平成 22年1月17日 3. 以外 平成22年7月17 日)

1. 臓器摘出の要件の改正

移植術に使用するために臓器を摘出することができる場合を次の①又は②のいずれかとする。

① 本人の書面による臓器提供の意思表示があった場合であって、遺族がこれを拒まないとき又は遺族がないとき(現行法[改正前]での要件)。

② 本人の臓器提供の意思が不明の場合であって、遺族がこれを書面により承諾するとき。

2. 臓器摘出に係る脳死判定の要件の改正

移植に係る脳死判定を行うことができる場合を次の①又は②のいずれかとする。

① 本人が

A 書面により臓器提供の意思表示をし、かつ、

B 脳死判定の拒否の意思表示をしている場合以外の場合であって、家族が脳死判定を拒まないとき又は家族がないとき。

② 本人について

A 臓器提供の意思が不明であり、かつ、

B 脳死判定の拒否の意思表示をしている場合以外の場合であって、家族が脳死判定を行うことを書面により承諾するとき。

3. 親族への優先提供

臓器提供の意思表示に併せて、書面により親族への臓器の優先提供の意思を表示することができることとする。

4. 普及・啓発

国及び地方公共団体は、移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供する意思の有無を運転免許証及び医療保険の被保険者証等に記載することができることとする等、移植医療に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずるものとする。

5. 検討

政府は、虐待を受けた児童が死亡した場合に当該児童から臓器が提供されることのないよう、移植医療に従事する者が児童に対し虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認し、及びその疑いがある場合に適切に対応するための方策に関し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

臓器の移植に関する法律施行規則及び「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針(ガイドライン)の一部改正について

(省令公布日・通知発出日 平成22年6月25日、施行日 平成22年7月17日)

改正の概要

(※) 2は施行規則、1、3及び4はガイドライン事項

1 臓器提供に係る意思表示について

(1) 拒否の意思表示については、年齢に関わらず有効とする。

(提供の意思表示は現行通り 15歳以上のみ有効)

(2) 知的障害者等の臓器提供に関する有効な意思表示が困難となる障害を有する方については、年齢に関わらず臓器摘出を見合わせる。

2 小児の脳死判定基準について

平成21年度の研究班の検討結果を踏まえ、小児の特性を踏まえた基準を策定し、追加する。

※1 生後 12週未満は、脳死判定を行わない

※2 1回目と2回目の判定間隔は 24時間以上(6歳以上は6時間以上)

3 小児からの臓器提供を行う施設について

小児からの臓器提供を行う施設は、

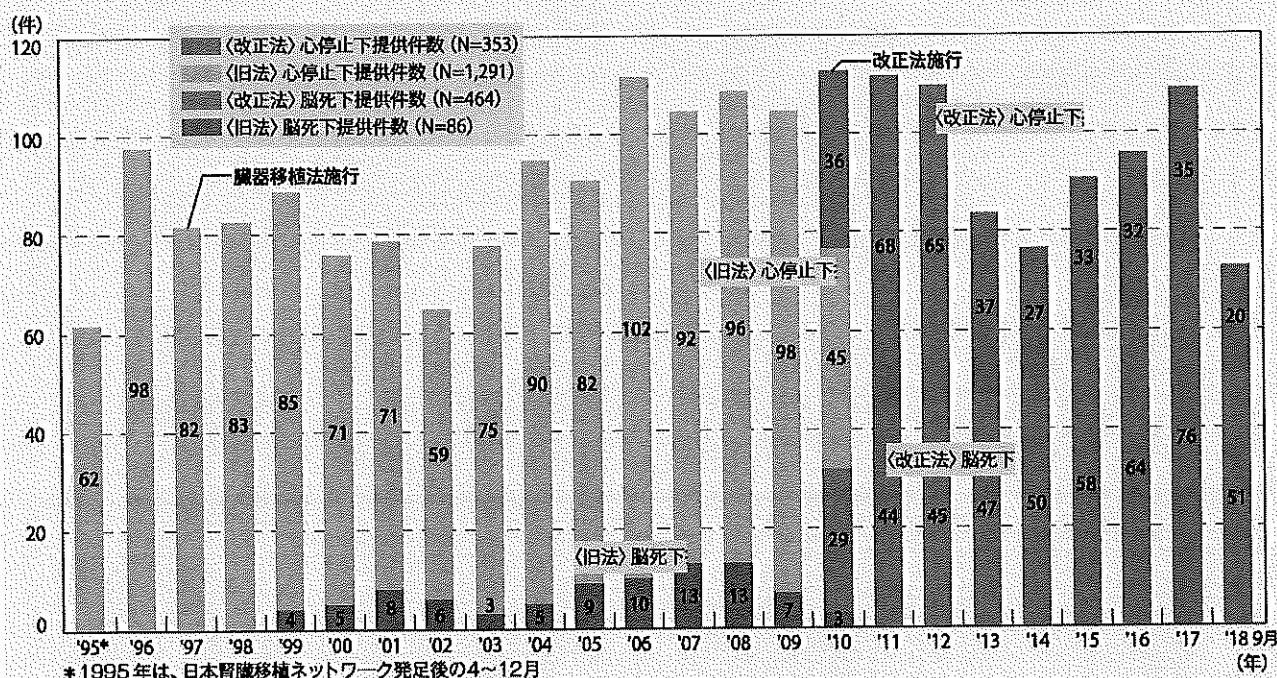
① 救急医療等の関連分野において、高度の医療を行う施設であること

② 虐待防止委員会等の虐待を受けた児童への対応のために必要な院内体制が整備されていることを要件とし、こども専門病院(県立こども病院等)を加える。

4 虐待を受けた児童への対応について

児童の診療に従事する者は、診療の過程において、チェックリストなどを活用し、病院として虐待が行われた疑いがあるかを確認する。この結果、虐待の疑いがあると判断した場合、臓器提供は行わない。

臓器提供件数の年次推移



臓器移植ネットワーク news letter 22 より

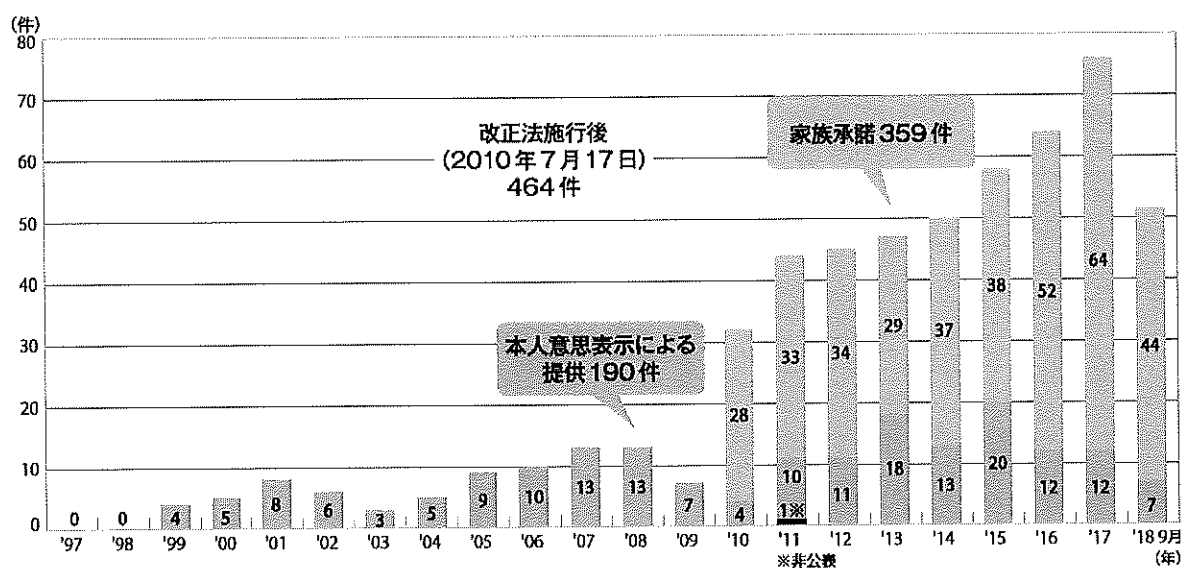
臓器移植件数 (1995年4月～2018年9月、移植5,412件)

	'95	'96	'97	'98	'99	'00	'01	'02	'03	'04	'05	'06	'07	'08	'09	'10	'11	'12	'13	'14	'15	'16	'17	'18 9月	合計
心臓	-	-	0	0	3	3	6	5	0	5	7	10	10	11	6	23	31	28	37	37	44	51	56	40	413
心肺同時	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0	3
肺	-	-	-	0	0	3	6	4	2	4	5	6	9	14	9	25	37	33	40	41	45	49	56	47	435
肝臓	-	-	0	0	2	6	6	7	2	3	4	5	10	13	7	30	41	40	38	43	55	54	62	42	470
肝腎同時	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	1	1	2	2	3	7	2	18
脾臓	-	-	-	-	0	0	0	1	1	0	1	1	4	4	0	2	6	9	9	5	4	5	8	2	62
脾腎同時	-	-	-	-	0	1	6	2	1	5	5	8	8	6	7	23	29	18	24	24	32	33	35	25	292
腎臓	118	183	159	149	158	145	145	122	135	168	155	189	179	204	182	186	182	174	130	101	133	141	156	109	3,703
小腸	-	-	-	-	-	0	1	0	0	0	0	0	2	1	1	4	3	0	1	0	0	1	0	2	16
合計	118	183	159	149	163	158	170	141	141	185	177	219	222	253	213	293	329	303	281	253	315	338	380	269	5,412

* 1995年は、日本腎臓移植ネットワーク発足後の4～12月

臓器移植ネットワーク news letter 22 より

脳死下臓器提供件数の推移と意思表示 (1997年10月16日～2018年9月30日、提供550件)



臓器移植ネットワーク news letter 22 より

→ここから始めてください。

1. 2. 3. いずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植のために臓器を提供します。

2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植のために臓器を提供します。

3. 私は、臓器を提供しません。

1 または 2 を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、Xをつけてください。

【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】

（特記欄）

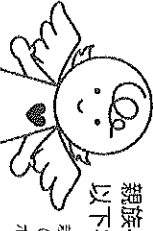
署名年月日： 年 月 日

本人署名（自筆）： _____

家族署名（自筆）： _____



親族への優先提供をお考えの方は、
以下をお読み下さい。



臓器提供の意思表示については、
（社）日本臓器移植ネットワークの
ホームページからの意思登録をおすすめします。

親族への優先提供が行われる場合

以下の3つの条件をすべて満たす必要があります。

ご本人（15歳以上の方）が臓器を提供する意思表示に併せて、
親族への優先提供の意思を書面に必ず表示している。

臓器提供の順：親族（配偶者^{※1}、子ども^{※2}、父母^{※3}）が
移植希望登録をしている。

医学的な条件（適合条件）を満たしている。

※1 配偶者を出している方です。事実婚の方は含みません。
※2 実の子のほかに、特別養子縁組による養子及び養父母を含みます。

親族優先提供についての留意事項

医学的な条件などにより移植
の対象となる親族がない場
合は、親族以外の方への移植
が行われます。

優先提供する親族の方を指定
（名前を記載）した場合は、その
方を含めた親族全体への優先
提供意思として取り扱います。

「○○さんだけにしか提供した
くない」という提供先を限定す
る意思表示があった場合には、
親族の方も含め、臓器提供が
行われません。

臓器提供意思表示カードの記入方法

1. 2. 3. いずれかの番号を○で囲んでください。

STEP 1

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植のために臓器を提供します。

STEP 2

2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植のために臓器を提供します。

STEP 3

3. 私は、臓器を提供しません。

1 または 2 を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、Xをつけてください。

【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】

（特記欄）

署名年月日： 年 月 日

本人署名（自筆）： _____



STEP 1

① 意思の選択

自分の意思に合う番号にひとだけ○をしてください。

a) 脳死後及び心臓が停止した死後に提供してもいいと思わ
れている方は、1 に○をしてください。

b) 脳死後での臓器提供はしたくないが、心臓が停止した死後
は臓器を提供してもいいと思っている方は、2 に○をし
てください。（この場合、法律に基づき脳死判定を受けるこ
とはありません。）

c) 臓器を提供したくないと思われている方は、3 に○をし
てください。【STEP②】

STEP 2

② 提供したくない臓器の選択

1か2 に○をした方で、提供したくない臓器があれば、その臓器
にXをつけてください。

なお、提供できる臓器は、それぞれ以下のとおりです。

脳死後：心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球

心臓が停止した死後：腎臓・膵臓・小腸・眼球

STEP 3

③ 特記欄への記入について

a) 相親の提供について

1か2 に○をした方で、皮膚、心臓、血管、骨などの組織も提
供してもいい方は、「すべて」あるいは「皮膚」「心臓」「
血管」など記入できます。

b) 親族優先の意思について

親族優先提供の意思を表示したい方は、左ページをお読み
いただいた上で、「親族優先」と記入できます。

STEP 4

④ 署名など

本人の署名及び署名年月日を自筆で記入してください。

可能であれば、この意思表示カードを持っていることを知ってい
る家族が、そのことの確認のために署名してください。

臓器提供の流れ

① 移植コーディネーターによる説明

ご本人の臓器提供を希望する意思表示がある
か、ご本人の意思が不明な場合に、ご家族が臓器
提供について説明を聴くことを希望するときに
は、主治医などからの連絡を受けて移植コー
ディネーターが病院を訪れ、説明を行います。

② 家族の意思決定

説明を聴きたくないと思われた時は、いつでも断
ることができます。移植コーディネーターから説
明を受けた後、十分に話し合いをして臓器を提
供するかどうかをご家族の総意として決めます。

③ 脳死判定（脳死後の提供時のみ）

臓器提供が決まれば、脳死判定が行われます。脳
死判定は法に基づいた厳格な方法です。2回目の
脳死判定が終了した時刻が死亡時刻となります。
家族が希望すれば脳死判定に立ち会うこともで
きます。

④ 移植を受ける患者の選択

移植を希望する人は（社）日本臓器移植ネット
ワークに登録されています。
提供される臓器が最も適した患者（レシピエント）
に移植されるように医学的な基準に従って公平に
選ばれます。

⑤ 臓器の摘出と搬送

レシピエントが選ばれると、提供する臓器の摘出
手術が行われます。
摘出された臓器は、移植手術を行う施設に迅速
に運ばれて移植を待つ患者さんに移植されます。



ひとりの提供が数人の命につながります。